

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年 12月6日(月)午後4時 00分から午後5時 17分

2. 開催場所 役場2階 第7・8会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	5番 小澤 さよみ
	4番 原 美子
	6番 一ノ瀬 律生

推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員(1人) 7番 中村 良治

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項 (1)農地嵩上げ申請について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治	※災害査定対応のため欠席
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆	
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季	
	役場産業振興課農政係 中澤 貴子	

8. 会議の概要

※会議に先立ち、小澤委員より香典の御礼の言葉あり。

<山田事務局次長>

赤羽事務局長であります。林道の災害の査定が本日から入っており、本日査定官が来ておりまして、そちらの現場対応となっておりますので、この総会を欠席させていただいております。よろしくお願いたします。

それでは、開会を新村職務代理よろしくお願いたします。

(開会)

<新村職務代理>

どうも皆さん、こんにちは。寒い雨となりまして、足元の悪い中、出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、こんにちは。今日みたいに本当に一雨ずつ、雨が降ると寒くなる様な月になってきました。今日もまた、楽しい忘年会というふうにしてありますので、今年一年を振り返ってまた忘年会の方で賑やかにやってもらいたいと思います。今日は、大変どうもご苦労様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

3番の瀬戸委員さんと4番の原委員さん、よろしくお願いたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字辰野…番地…にお住まいの A さんが所有いたします、

大字横川字下飯沼沢…番、地目は田、面積2975㎡および、

大字横川字下飯沼沢…番、地目は田、面積2209㎡を、

大字赤羽…番地…にお住まいの B さんが取得するものです。

譲渡人の A さんは相続で取得しましたが、耕作の予定がないことから、申請地を既に貸借にて耕作されていた B さんが取得し、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は3987アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<一ノ瀬委員>

過日、11月14日に根橋委員、私と B さんとで立ち会いをさせていただきました。先ほど事務局の方からお話があった通り、B さんはこの二つの筆を継続的に耕作していらっしゃいますので引き続き耕作をしていただけるということで、特段問題がないというふうに思います。以上であります。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

仙台市太白区恵和町…番…号にお住まいの C さんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番、地目は田、面積1004㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの D さんが取得するものです。

譲渡人の C さんは相続で取得しましたが、町外にお住まいで耕作の予定がないことから、申請地を既に貸借にて耕作されていた D さんが取得し、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は88アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

ご報告いたします。この件につきまして、11月18日に福島会長と私とで現地で立ち会い、確認をいたしました。現地は今事務局からご説明があった通りで、特段問題もないかと思えます。現状、譲受人が既に耕作をされているということで田んぼとして作られております。境界等は特に杭があるというわけではありませんが、平成3年の地籍調査の地域ですので、その辺は大丈夫かと思えます。また、隣接道路の幅も2.5m、その他の田んぼへの影響も特に考えられませんので、特に問題はないかと思えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について朗読】

<山田事務局次長>

1番、地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

Aが所有いたします、

大字平出…番…、地目は畑、面積277㎡に、

宅地造成を新設するための申請でございます。

申請地は既に事業が行われておりますので、事実上追認の許可という形になります。

今回、申請者のAより始末書の提出を受けております。

Aでは、申請地に町道敷となる見込みで造成を開始したところ、精査の結果、造成後に一部宅地となる箇所があることが判明したものです。今回宅地となる部分を含めた農地を転用後、宅地以外については公共事業として土地収用法にて町道敷といたします。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、新村職務代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村職務代理>

11月19日に古村推進委員、Aの担当者2名と私の4人で立ち会いを行いました。既に宅地造成されていますけれども、本当にわずかな面積ですし、先ほど補佐の説明にありました様に土手に面した少しの土地ですので、仕方がないと思ひました。ご審議よろしくお願ひいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～5番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字平出…番地にお住まいの A さんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は田、面積661㎡を、

大字平出…番地…に所在します B が取得し、工場敷地の拡張として資材置場および駐車場を新設するための申請であります。

譲受人の B は、申請地北側にて建設業を営んでおり、敷地内に駐車場と資材置場、代表取締役の C さんの個人住宅があり、狭く不便を感じていました。そこで、申請地を取得し、事業用、従業員用、来客用計5台分の駐車場と、事業用の資材置場としたい計画であります。

また、申請地は接道していないため、従業員や関係者が C さんの住宅敷地内を通ることになりますので、C さんからの承諾書をいただいております。

申請地は河川と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存敷地の拡張であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<瀬戸委員>

11月11日に、宮島推進委員、私と D とで現地で立ち会いをしました。区画、境ははっきりしております。また、地図でも分る様に周りは工場並びに住宅、水田等がある所ですが、周りへの影響等問題ないかと思われまます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字平出…番地…にお住まいの E さんが所有いたします、
大字平出…番…、地目は田、面積371㎡を、
同じく平出…番地…にお住まいの F さんが借り受け、住宅を新築するための申請であります。
借受人の F さんは現在父所有の住宅にお住まいですが、将来姉夫婦が同居することになって
いるため、父である E さんの農地を借り受け、住宅を新築したい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、
G 及び H がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問
題ないと判断します。

この件につきましては新村職務代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村職務代理>

11月12日に古村委員、E さんと私の3人で立ち会いを行いました。ただ今の補佐の説明の通りで
ありますけれども、G の近くであり、住宅地となっている所で、3.5mの公衆用道路に面し、上下水道
も通っています。一枚の田を分筆して宅地にするということで、境はしっかり杭が打たれていました。
問題ないと思いますが、ご審議よろしくお願ひいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙
手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、4番は譲受人が一緒ですので、合わせてご説明いたします。

3番、所有権の移転および賃借権の設定でございます。

地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの I さんが所有いたします、
大字伊那富^{こじょう}字古城…番…、地目は畑、面積402㎡および
大字伊那富^{こじょうはら}字古城原…番…、地目は畑、面積260㎡および、
大字伊那富字古城原…番…、地目は畑、面積234㎡と、
大字伊那富…番地…にお住まいの J さんが所有いたします、
大字伊那富字古城原…番…、地目は畑、面積816㎡と、
大字伊那富…番地にお住まいの K さんが所有いたします、
大字伊那富字古城原…番…、地目は畑、面積471㎡および、
大字伊那富字古城原…番…、地目は畑、面積610㎡を、

茅野市湖東^{ことう}…番地に所在します L が取得および賃借し、太陽発電システムを新設するための申請でございます。

譲渡人の I さん、J さん、K さんはいずれも相続にて取得しましたが、耕作の予定がなく、農地の有効活用を考えておられました。

譲受人である L は、申請地に太陽光パネル632枚を設置し、売電を行いたい計画です。

4番、所有権の移転でございます。地図は11ページを、配置図は12ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの M さんが所有いたします、

大字伊那富字山口…番、地目は畑、面積636㎡と、

大字伊那富…番地にお住まいの N さんが所有いたします、

大字伊那富字山口…番、地目は畑、面積734㎡および、

大字伊那富字山口…番…、地目は畑、面積569㎡を、

茅野市湖東…番地に所在します L が取得し、太陽発電システムを新設するための申請でございます。

譲渡人の M さん、N さんは相続等にて取得しましたが、耕作の予定がなく、農地の有効活用を考えておられました。

譲受人である L は、申請地に太陽光パネル376枚を設置し、売電を行いたい計画です。

譲受人は町外に所在しますが、設備の維持管理は申請者が行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は山林と河川に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、他候補地を検討した結果、周辺の環境等、申請地が最適であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。また、辰野町環境条例に基づく特定発電事業計画については許可済みです。

また、3番、4番の位置関係につきましては、地図の13ページをご覧ください。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

説明いたします。私と小澤委員、それから司法書士の方と確認しております。最初に9ページの方ですけども、ここは(場所の説明)でございます。この辺、畑がいくつか点在しておりますが、実際は荒廃になりそうな農地もある、非常に作りにくいんじゃないかなと思われる地籍でございます。この図にあります1、2、3、4、5、6区画ですね、ここについて太陽光を建てたいということで確認しております。ここに太陽光が設置されることによって周辺の農地に対する影響、あるいは災害等への問題はないというふうに確認しております。それから次の11ページ、ここは今の所とちょっと

近いんですが、(場所の説明)という地籍になると思うんですが、そうですね、(場所の説明)の方から来ると左に入った所です。この地図で見ると、このハッチングのある部分は資材置場になっておりまして、重機だとか建材が置かれている所でございますが、そこを更に入っていった所になります。3区画でございます。現状は荒廃にはなっておりませんが、管理はされている農地だと思いますが、広がりがない、それから山に囲まれた農地で、所有者が太陽光を設置したいというのやむを得ないかという様な土地でございます。ここに太陽光が設置されたことによって他の農地に対する影響であるとか、あるいは災害に対する影響等は特にないものと思われまます。以上です。

<福島会長>

ちょっと補足をするんですけど、地図の9ページの所でございますけれども、ここに4区画あるわけでございますけれども、このすぐ上が(場所の説明)の所でございます。(場所の説明)とこの太陽光の所が原野みたいなふうで、ずっと木がいっぱいある所でございます。それからこの手前の方がOという沢があつてそれがずっと行くと、Pという橋がQの所にある所でございます。本当にこの畑の所がちょっと高く、あとの所は原野っぽい所であるということでございます。この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。これは、一応太陽光であったので、小澤委員さんに言われて現場を見に行つた案件でございます。

<小澤委員>

これについては、……という所が私と野澤さんの管轄ですけど、地図で見ている前側に見える方のいっぱい番地がある所は福島さん達の羽場・北大出の管轄だったんですけど、行政書士さんがそこまで配慮をしなくて私達の方に(場所の説明)からの続きで一応立ち会いをお願いしますという形で来まして、……を見るために私達はここに来まして、話が進んで行くうちにそこは私達の管轄ではないんですけども、いつも農地パトロールや何かの時にはこの道を挟んで、私達はこの道の北側しかパトロールはしていませんけれども、行政書士さんからしてみればここまで来て、どうしたものかなということになりまして、一応野澤さんの方が福島会長にお電話をしまして、こういう風な形で来ちゃつてと、行政書士さんはここまでの範囲はどうしたら良いのかねと、ここまで来て、私達には一応立ち会いをする地図とか色んなものは見せていただいて持って来たんで、お電話をしたら本当に近くで道を挟んだ所なんで、お願いしても良いかなという風に言われましたので、私達の方で許可をして署名・捺印はさせていただきました。その旨は福島さんの方にも後日お話をしましたという道筋になっておりますので、そこだけ、一番最初に署名・捺印をしたのは私達の方ですので、もしそこら辺が後で色々になつてもいけないので、一応報告をさせていただきます。

<福島会長>

その他、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<原委員>

感想なんですけれども、……の方は R という地籍ですよね。R は、皆さん頑張っていて、表彰をされた S さんも R から荒廃地を出さないという勢いでしてくださっている所に、とうとう入ったなどという感想です。

<福島会長>

この所は、近くはほとんど山という所でありますので、太陽光が入ってもしょうがないんじゃないのかなという判断で、私も見てきました。

<原委員>

感想なので、いいんです。私も1期目の時は、担当でここはパトロールに行きました。大変な所だと思いました。感想です。

<福島会長>

その他ありますか。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は14ページを、配置図は15ページをご覧ください。

千葉県流山市加^{ながれやまし}か…丁目…番地の… …にお住まいの T さんが所有いたします、

大字伊那富字若宮…番…、地目は田、面積542㎡を、

上伊那郡箕輪町大字中箕輪…番地… …にお住まいの U さんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の T さんは町外にお住まいで、農地の利用を考えておられました。

譲受人の U さんは現在町外のアパートにお住まいですが、家族が増え手狭になったことから、申請地を取得し、住宅を新築したい計画であります。

申請地は V 駅から概ね300m の農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

ご報告いたします。この件につきましては、11月12日、福島会長と二人で現地を確認しております。現地については、事務局から説明があった通りであります。地図を見ていただければ分かる通り、コの字型に道路に囲まれた畑を分割しての譲渡になります。譲渡に至る経過としては、千葉県に在住する T さんがいらっしゃって、今まで近隣の方が耕作されていた様ですが最近亡くなってしまったので、譲渡を考えていたということでございます。現地の状況については、南側が農地で、後は道路、道幅は3m以上、上下水道もございます。境界、杭についても明確に測量されております。農地も南側にわずかにあるだけですので、影響もございませんので特に問題はないかと思われまますので、ご審議よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計36件、63筆、面積は74,399.3㎡、詳細は議案書の9ページ、10ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計5件、6筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書13ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と5筆、計7,307㎡について5年1ヶ月の使用貸借権を、1筆、2,310㎡について15年1ヶ月の賃借権を設定するものです。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく13ページをご覧ください。

Aさんへ5筆、計7,307㎡について5年1ヶ月の使用貸借権を、Bへ1筆 計2,310㎡について15年1ヶ月の賃借権を、設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とAさん、Bとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について朗読】

<山田事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字横川…番…であります。

詳細は議案書の15ページのとおりであります。地図は16ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員に現地をご確認いただいております。

<一ノ瀬委員>

過日、Cさんと私と根橋推進委員とで立ち会いをさせていただきました。特に問題はなく、杭もありますしきちんとできているという風に思っております。空き家の方にはもう移住する方も決まっている

様ですし、耕作もしていただけるという様なことでございますので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

農地の嵩上げ申請でございます。議案書の16ページをご覧ください。

地図は17ページをご覧ください。

添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農業者年金加入推進ニュース No.8、農業者年金加入推進チラシ及び
農業者年金制度改正周知用リーフレットの配布について(事務局 小松)
→配布資料に基づき説明。

○町への意見書の提出について
→総会開催通知と共に事前に送付した意見書に係る資料について、意見等があれば本日出していただくこととなっていたが、送付後、野澤典生推進委員から出された意見を盛り込んだ内容の意見書を改めて本日配布し、変更箇所について資料に基づき説明。

<原委員>

いまだに、私の中で意見としてまとまっていないんですけども、2ページの3番、「活かすべき農地の確保」の最後の行、規制区域と推進区域の設定について、はっきり決められるのかなとちょっと思いました。要するに、再生可能エネルギーの規制区域と推進区域の設定ということですよね。その区域がはっきりすれば、すごく簡単で楽ちゃんだけけどという気持ちで読みました。

<事務局 小松>

そうですね。これを書いたのは、委員さんのアンケート結果にもそういう区別をとという意見があったことと、今北大出区ではもう太陽光がかなりできてしまったので当面これ以上太陽光は作らないという方針で、区で決めたそうです。そういうことも情報としてあったため、細かく区切ることは難しいかもしれませんが、区で区切る等の方法もあると考えられます。

<原委員>

北大出区ではもう取り決めを作ったんですか。

<事務局 小松>

はい。北大出区では、これ以上太陽光を作らない、新たな太陽光は当面受け付けないという方針を示されています。区長さんが代わったり、期間が経ったりしましたらまた変わるかもしれませんが、現状はその様になっています。

<原委員>

すごいですね。はい、分かりました。

<山田事務局次長>

他は皆さんよろしいでしょうか(→意見等なし)。よろしければ、12月中旬に会長と代理に出席いただきまして、町長へ提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○農地相談活動等の情報共有について(赤羽事務局長)

→事務局から2件。2件とも、本日担当の委員さんに地図等をお渡しして対応をお願いする案件。

○令和3年度農地パトロール結果資料の配布について(事務局 中澤)

→資料に基づき説明。

<根橋推進委員>

(川島地区の遊休荒廃農地が対前年で大幅に増加していることについて)大変申し訳ないんだけど、見方の目が、昨年までは判定の仕方がよく分からない、3年目になればそこそこ判断がついてくるということで、強めに判断したということで良いですか。

<事務局 中澤>

そうですね。

<宇治推進委員>

適正な判断をしたということで、厳格に判定するという事は大事だからね。

<野澤典生推進委員>

B 判定の中で、例えば周辺が良好な農地の中にポツンと B 判定が継続してあるということがたまに見受けられるんですけど、それも B 判定に入ってしまうんですかね。

<事務局 中澤>

入ってないです。基本的に、農地パトロールで過去から B 判定になってきたので今回非農地にしていいですかという所は別枠で委員の皆様に見てきていただいているので、そこで良いよと言われたものに関してだけ載せています。

<野澤典生推進委員>

はい、分かりました。

<宇治推進委員>

余談ですけど、我々がやっぱり今言った様に農地パトロールも呼び掛けが大事ですし、それによってこの地域の農地をどういう形で守るべきかねという意識付けをしていかないかね。我々、嫌な仕事ですけど、そこまでやっていかないとどうも調子出ないね。やっぱり、そこまで言って守るべきものは守ろうよと、発見している以上、通知を出していただく。委員からも声掛けをしていくことは非常に良いことですので、我々も嫌だけれどやるつもりでいますのでお願いします。

<山田事務局次長>

農地パトロールを皆さんにさせていただきまして、先ほどからありますように、皆さんが3年目でだいぶ慣れて目がしっかりしたところで、判定をしていただいておりますので、また利用意向調査のアンケートが半分程度しか返ってきておりませんが、そういった所で皆さんにご協力をいただくことがあるかと思えますけれど、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について ※古村推進委員長より

→昨日えごまの選別が終わって上がってきたので、明日これを搾油に出す予定。油は1kg で3本位のため 110 本以上になると思う。委員には1月の総会時に配布予定。

本年はお世話になりありがとうございました。

○12月2日開催「長野県農業委員会女性協議会上伊那支部研修会」の報告(新村職務代理)

女性農業委員3名と事務局1名で参加しました。飯島町は、農村女性グループが9団体もあって、とても活発に活動されています。地元産の食材を使って、五平餅やおやき、味噌、大豆菓子や漬

物、お餅等を道の駅等町内外に販売したり、お歳暮セットやふるさと納税返礼品にも使用されたりしているということでした。その後、飯島町の地域おこし協力隊員で若い女性なんですが、渡辺さんという方のご指導で稲わらを活用したしめ飾りを作りました。女性の集まりということで、30名の内経験者が4名だけでしたので、それぞれのグループに1人講師の方がついて、大変苦労しながら何とか飾れるように作り上げて来ましたが、私も本当に初めてで、藁を撚るということが大変で悪戦苦闘しましたが、大変良い経験をさせていただきましたので、ご報告いたします。

○みどり戦略について(山田事務局次長)

今年の5月に農水省からみどり戦略というものが発表になりまして、2050年までに農水省のCO2ゼロミッション化、耕地面積に占める有機農業の取組の面積を25%、100万ヘクタールに拡大するという目標を掲げた戦略が発表になったわけでありまして、まだ具体的な取組はこれからになると思いますが、町としてもこういった戦略を受けまして、何らかのアクションを起こしていかなければいけないということもありますので、また農業関係者、農業委員、推進委員の皆さんにもそういう話し合いをする場を設けることになると思いますので、またお声掛けをさせていただいて、是非お知恵を借りたいなということがありますので、今後こういうことがあるということだけご承知いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:1月6日(木) 午後2時00分から 役場第6会議室

(閉会)

慎重にご審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。この後、忘年会が控えておりますのでよろしくお願いいたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印